

従業員を職場からも支えるために

犯罪被害者等支援に ご理解とご協力をお願いします



犯罪被害は、誰にでも起こり得ます。

職場からの支援が、被害者の力になります。

犯罪被害は突然起こり得ます

犯罪被害は、ある日突然、誰の身にも起こり得る身近な問題です。被害に遭われた方やそのご家族は、心身の大きな傷に加え、さまざまな困難に直面します。

- 通院や治療
- 警察・検察・裁判所への対応
- 収入の減少や離職の不安
- 周囲の無理解や心ない言動

石狩市の取り組み

石狩市では、犯罪被害者等が受けた被害の軽減と早期の生活再建を支援するため、

「石狩市犯罪被害者等支援条例」

を制定し、令和8年9月から

犯罪被害者等見舞金支給制度

を開始しました。

※R8.6.26以降に発生した犯罪被害が対象

遺族見舞金
30万円

重傷病見舞金
10万円

性犯罪被害見舞金
10万円

見舞金の支給を通じて、犯罪被害者等が抱える経済的負担の軽減を図っています。

条例における「事業者の責務」

被害者が再び安心して生活できるようになるためには、地域だけでなく、職場の理解と支援が欠かせません。

石狩市犯罪被害者等支援条例(第6条)では、事業者の皆さまに次の4つの協力をお願いしています。

1 正しく理解する

犯罪被害者等が置かれている状況や、支援の必要性について理解を深めましょう。

2 配慮ある事業活動

事業活動において、被害者等を傷つけたり、不当な負担を与えたりしないよう配慮しましょう。

3 支援活動への協力

市や関係機関が実施する支援活動への協力を努めましょう。

4 法的手続や就労への配慮

刑事裁判などの法的手続に参加しやすいよう、勤務時間・休暇取得・勤務形態などについて十分な配慮をお願いします。

企業・事業所の理解が

被害者の安心と生活再建につながります

職場でできる支援

犯罪被害に遭った従業員やご家族が、安心して働き続けられる環境づくりをお願いします。

職場で実践したい4つの配慮

1 勤務時間や休暇への配慮

通院、カウンセリング、警察・検察との面談、裁判所への出廷、行政手続などが必要になる場合があります。

有給休暇・特別休暇／時差出勤／短時間勤務／柔軟な勤務調整

2 精神的ケアとプライバシーへの配慮

本人の意思に反して情報を共有しない。詮索やうわさ話をしない。

温かく見守り、気軽に相談できる雰囲気と、孤立させない職場環境をつくりましょう。

3 不利益取扱いの禁止

被害に遭ったことや、必要な休暇を取得したことを理由に、次のような取扱いを行わないでください。

解雇／降格／減給／不利益な配置転換

4 職場全体で理解を深める

従業員一人ひとりが正しく理解することで、偏見や誤解のない職場につながります。

偏見・無理解による二次被害を防ぎましょう。

経営者・管理職の皆さまへ — チェックしてみましょう

☐ 被害に遭った従業員からの相談窓口を設置していますか

☐ 必要に応じて従業員に円滑に伝えられるよう、警察、自治体など関係する相談窓口の情報を把握していますか

☐ 休暇や勤務調整に柔軟に対応できる体制がありますか

☐ 人権尊重やハラスメント防止の意識が浸透していますか

☐ プライバシー保護に配慮していますか

大切な4つのポイント | 職場での配慮が、被害者の再出発を支えます

✓ 休暇取得・勤務調整

✓ プライバシー保護

✓ 不利益取扱い禁止

✓ 偏見・二次被害防止

相談窓口・お問い合わせ

石狩市役所 広聴・市民生活課

TEL:0133-72-3191

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2 市役所1階・17番窓口



支援制度・相談窓口の詳しい情報はこちら